

新居浜市政策懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市の市政運営に当たり、広く市民の意見を政策に反映させ、市民との協働によるまちづくりを推進するため、新居浜市政策懇談会（以下「政策懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 政策懇談会は、次に掲げる事項について、審議し、市長へ提言を行う。

- (1) 市政課題に関する事項
- (2) 地域振興に関する事項
- (3) 長期総合計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 政策懇談会は、委員50人以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

- 2 政策懇談会に会長、副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員の任期は、2年間とする。

(会議)

第4条 政策懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 市政課題解決の具体的な施策を立案するため、政策懇談会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、市関係者及び関係団体の実務担当者をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、政策懇談会の委員をもって充てる。
- 4 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

(オブザーバー)

第6条 政策懇談会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、政策懇談会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 政策懇談会の庶務は、企画部総合政策課において、ワーキンググループの庶務は、その課題を所管する課所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、政策懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。